

5. 長崎大学情報メディア基盤センター関連規則

長崎大学情報メディア基盤センター関連規則	57
長崎大学情報メディア基盤センター規則.....	57
長崎大学情報メディア基盤センター利用規程	60
長崎大学情報メディア基盤センター情報処理教育利用細則	62
長崎大学情報メディア基盤センター設置の端末利用細則	63
長崎大学情報メディア基盤センター統合認証サービス規程	64
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則	65
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程	67
長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会規程	70
長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程	71
長崎大学情報政策委員会規則	73
長崎大学情報政策委員会専門部会規程	75
長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則	77

長崎大学情報メディア基盤センター規則

平成 16 年 11 月 2 日

規則第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成 16 年規則第 1 号)第 40 条第 2 項の規定に基づき、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、長崎大学(以下「本学」という。)の学内共同教育研究施設として、センターの計算機システムを整備運用し、本学における教育、研究及び事務処理のための共同利用に供するとともに、情報化の推進のための技術支援及び研究開発を行い、本学の高度情報化に資することを目的とする。

(部門及び業務)

第 3 条 センターに、情報基盤部門、データベース部門及び情報メディア部門を置く。

2 情報基盤部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) ネットワークシステムの整備運用並びにその利用に係る技術支援及び研究開発に関する事。
- (2) 計算機システムの整備運用並びにその利用に係る技術支援及び研究開発に関する事。
- (3) その他情報基盤の整備運用並びにそれらに係る技術支援及び研究開発に関する事。

3 データベース部門においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 各種データベースの構築に係る技術支援及び研究開発に関する事。
- (2) 個人情報認証に係る技術支援及び研究開発に関する事。

4 情報メディア部門においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 教育用計算機システムの構築及び利用に係る技術支援及び研究開発に関する事。

(2) 学術情報の蓄積及び配信技術に係る技術支援及び研究開発に関する事。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 情報基盤部門長、データベース部門長及び情報メディア部門長

(3) 専任教員

(4) 兼務教員

(5) その他必要な職員

2 前項第2号から第5号までの職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

3 第1項第4号の職員は、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

4 第1項第4号の職員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長の選考等は、長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則(平成20年規則第10号)の定めるところによる。

2 センター長は、センターの業務を掌理し、所属職員を監督する。

(部門長)

第6条 部門長は、センターの専任教員又は兼務教員のうちから、長崎大学情報メディア基盤センター計画委員会(以下「計画委員会」という。)の議に基づき、学長が任命する。

2 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 部門長は、担当部門の業務を総括整理し、センター長を補佐する。

(情報メディアマネージャー)

第7条 センターに、各部局等における高度情報化の推進に資するため、センターの業務を支援する者として情報メディアマネージャーを置くことができる。

2 情報メディアマネージャーは、本学の職員のうちから、センター長が委嘱する。

(管理運営等に係る事項の審議)

第8条 センターの将来構想、教員の人事その他教育又は研究に関する重要事項の審議は、計画委員会において行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、センターの運営に係る具体的な事項を審議するため、長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 情報政策委員会副委員長

(3) 各学部(工学部を除く。), 工学研究科、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科、熱帯医学研究所及び病院の教授、准教授、専任の講師及び助教のうちから選出された者 各1人

- (4) センターの部門長
- (5) 総務部長、学生支援部長及び学術情報部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第4号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 第1項4号及び第7号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第11条 運営委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第13条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(専門部会)

第14条 運営委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・整理させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 長崎大学総合情報処理センター規則(平成16年規則第67号)は、廃止する。
- 3 この規則施行後最初に任命されるセンター長、部門長及び兼務教員については、第4条第3項、第5条第2項及び第6条第1項の規定にかかわらず、長崎大学総合情報処理センター計画委員会の議に基づき、学長が任命するものとする。
- 4 前項の規定により任命されるセンター長、部門長及び兼務教員の任期は、第4条第4項、第5条第3項及び第6条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 5 この規則施行後最初に任命される第10条第1項第4号及び第7号に規定する運営委員会の委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月31日規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月23日規則第3号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 26 日規則第 12 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 30 日規則第 38 号)

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

長崎大学情報メディア基盤センター利用規程

平成 16 年 12 月 1 日

規程第 143 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学情報メディア基盤センター規則(平成 16 年規則第 85 号)第 16 条の規定に基づき、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「情報メディア基盤センター」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第 2 条 情報メディア基盤センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の研究生
- (4) その他情報メディア基盤センター長が必要と認めた者

(利用区分等)

第 3 条 情報メディア基盤センターの利用区分等は、次のとおりとする。

利用区分	利用目的	利用対象者	利用経費
情報処理教育利用	本学が開講する授業、講習会等の実施	(1) 授業、講習会等の担当教員等 (2) 授業、講習会等の受講者	無料
ネットワーク利用	ネットワークを利用した情報通信	(1) 本学の職員 (2) 情報メディア基盤センター長が利用を認めた者	無料
学生利用	学生の修学及び修学に必要な情報の収集	本学の学生	無料
研究利用	研究及び研究に必要な情報の収集	(1) 本学の職員 (2) 本学の学生及び研究生で指導教員が研究利用を必要と認めた者 (3) 情報メディア基盤センター長が利用を認めた者	有料

業務利用	本学の運営に必要と認められる業務の実施	(1) 本学の職員で所属長が業務利用を必要と認めた者 (2) 情報メディア基盤センター長が利用を認めた者	無料
------	---------------------	---	----

(利用手続)

第 4 条 前条の利用をしようとする者は、情報メディア基盤センター長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、研究利用にあっては、利用経費を負担する者(以下「支払責任者」という。)の承認を事前に得ておかなければならない。

2 情報メディア基盤センター長は、前項の承認をしたときは、利用者番号及びその有効期限を付して申請者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、情報処理教育利用に係る利用手続は、情報メディア基盤センター長が別に定める。

(利用経費の負担)

第 5 条 支払責任者は、別表に掲げる研究利用の計算機を利用した場合は、同表に定める金額を負担しなければならない。

2 支払責任者は、第 3 条の規定にかかわらず、別表に掲げるその他の装置等を利用した場合は、同表の区分ごとに定める金額を負担しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第 6 条 情報メディア基盤センターの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者番号を当該利用目的以外のために使用し、又は他人に使用させないこと。
- (2) パスワードを他人に知られないよう留意すること。
- (3) 情報メディア基盤センターの機器及びソフトウェアに障害をきたすような利用をしないこと。
- (4) 他の利用者に支障をきたすような利用をしないこと。
- (5) その他利用に際しては、情報メディア基盤センターの職員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第 7 条 情報メディア基盤センターの機能が著しく低下するおそれがある場合など管理運営に必要がある場合は、利用を制限することがある。

(利用の報告)

第 8 条 情報メディア基盤センター長は、必要に応じて利用者に対し、情報メディア基盤センターの利用に関して報告を求めることができる。

(利用の取消し等)

第 9 条 利用者がこの規程に違反し、又は情報メディア基盤センターの運営に重大な支障を生じさせたときは、情報メディア基盤センター長は、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、情報メディア基盤センターの利用に関し必要な事項は、情報メディア基盤センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 長崎大学総合情報処理センター利用規程(平成 16 年規程第 117 号)は、廃止する。

附 則(平成 18 年 9 月 11 日規程第 43 号)

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 30 日規程第 45 号)

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 11 日規程第 42 号)

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

情報メディア基盤センター機器等利用負担金

区分		金額
研 究 利 用 の 計 算 機	九州大学情報基盤研究開発センターサーバ利用負担金	1 申請につき 年額 10,000 円
そ の 他 の 装 置 等	大判カラープリンタ負担金	
	A1 版 1 枚につき	
	普通紙	200 円(150 円)
	光沢紙	700 円(150 円)
	A0 版 1 枚につき	
	普通紙	400 円(300 円)
	光沢紙	1,500 円(300 円)
	B0 プラス版 1 枚につき	
	普通紙	600 円(450 円)
	光沢紙	2,300 円(450 円)

備考 大判カラープリンタ負担金の()内の金額は、用紙を持ち込む場合の金額とする。

長崎大学情報メディア基盤センター情報処理教育利用細則

平成 16 年 12 月 1 日

情報メディア基盤センター細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、長崎大学情報メディア基盤センター利用規程(平成 16 年規程第 143 号)第 4 条第 3 項の規定に基づき、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「情報メディア基盤センター」という。)

の計算機システムを利用して行う授業、講習会等(以下「情報処理教育」という。)の利用手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 情報処理教育を実施しようとする担当教員等は、所定の利用申請書を情報メディア基盤センター長に提出し、利用の承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、次に掲げる期限までに行わなければならない。

(1) 授業を利用する場合 当該授業科目が開講される学期の最初の月の1月前

(2) 講習会等を利用する場合 利用開始予定日の2週間前

(承認)

第3条 情報メディア基盤センター長は、前条第1項の申請があつたときは、情報メディア基盤センターの利用状況等を考慮の上、承認の可否を決定し、担当教員等に通知するものとする。

2 情報メディア基盤センター長は、前項の規定により利用を承認する場合には、利用者番号及びその有効期間を併せて通知するものとする。

(利用者名簿の提出)

第4条 前条により承認の通知を受けた担当教員等は、受講者(情報処理教育の補助者を含む。)の氏名及び利用者番号を記載した名簿を受講者決定後速やかに情報メディア基盤センター長に提出しなければならない。

(変更承認)

第5条 担当教員等は、承認を受けた利用について変更が生じたときは、速やかに情報メディア基盤センター長の承認を受けなければならない。

附 則

1 この細則は、平成16年12月1日から施行する。

2 長崎大学総合情報処理センター情報処理教育利用細則(平成16年総合情報処理センター細則第1号)は、廃止する。

長崎大学情報メディア基盤センター設置の端末利用細則

平成16年12月1日

情報メディア基盤センター細則第2号

(趣旨)

第1条 この細則は、長崎大学情報メディア基盤センター利用規程(平成16年規程第143号。以下「利用規程」という。)第10条の規定に基づき、教育研究等の進展に資するため、長崎大学情報メディア基盤センター(以下「情報メディア基盤センター」という。)に設置された計算機システムの一部として、情報メディア基盤センターが各部局に設置する端局(以下「端末」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 端末の管理のため、部局に管理者を置き、当該部局長をもって充てる。

(経費の負担)

第3条 端末の運用に必要な経費は、当該部局が負担しなければならない。

2 端末を損傷した場合の修理費は、原則として当該部局が負担しなければならない。

(端末責任者)

第4条 管理者は、次に掲げる職務に従事させるため端末責任者を置き、当該部局の職員をもって充てる。

(1) 端末に係る情報メディア基盤センターとの連絡調整に関すること。

(2) 端末の運用に関すること。

(3) その他端末に関すること。

2 管理者は、前項の端末責任者を情報メディア基盤センター長に所定の様式により届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(共同利用の原則)

第5条 管理者は、共同利用の原則に基づき、端末を運用しなければならない。

(利用状況等の報告)

第6条 管理者は、情報メディア基盤センター長の求めに応じ、端末の利用状況、運用の実態等を報告しなければならない。

(使用の停止)

第7条 利用者が端末を利用規程に違反し、又は情報メディア基盤センターの運営に支障をきたす状態で使用した場合は、情報メディア基盤センター長は、端末の使用を停止することができる。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、端末の利用に関し必要な事項は、情報メディア基盤センター長が別に定めることができる。

附 則

1 この細則は、平成16年12月1日から施行する。

2 長崎大学総合情報処理センター設置の端末利用細則(平成16年総合情報処理センター細則第2号)は、廃止する。

長崎大学情報メディア基盤センター統合認証サービス規程

平成23年2月21日

情報メディア基盤センター規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学情報メディア基盤センターにおける統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 統合認証サービスは、長崎大学(以下「本学」という。)における各種情報システムに対して利用者を認証する機能を提供し、もって当該システムの統合的かつ適正な運用を支援するとともに、利便性の向上と安心かつ安全な情報システム利用環境を提供することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報システム 情報処理及び情報ネットワークに関わるシステムをいう。
- (2) 認証 情報システムにアクセスしようとする者が、第5条の利用者であることを電子データを用いて確認することをいう。
- (3) 情報システム管理者 各種情報システムにおいて当該情報システムを管理する者をいう。

(統合認証サービスの提供)

第4条 情報システム管理者は、当該情報システムについて統合認証サービスの提供を受ける場合は、情報メディア基盤センター長(以下「センター長」という。)の承認を得なければならない。

(利用者)

第5条 統合認証サービスにおいて利用者として登録される者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が認めた者

(利用制限等)

第6条 センター長は、利用者が、情報システムの利用により長崎大学学則(平成16年学則第1号)第50条、長崎大学大学院学則(平成16年学則第2号)第38条若しくは長崎大学職員懲戒規程(平成16年規程第44号)に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者の認証を停止し、又は登録を抹消することができる。

2 センター長は、情報システム管理者が、情報システムの利用により長崎大学職員懲戒規程に規定する懲戒を受けたとき又は統合認証サービスの運用に重大な支障を生じさせたときは、当該情報システム管理者が管理する情報システムに対する統合認証サービスの提供を停止し、又は取り止めることができる。

(個人情報の管理)

第7条 統合認証サービスにおける保有個人情報の取扱いについては、長崎大学個人情報保護規則(平成17年規則第6号)及び長崎大学個人情報管理規程(平成17年規程第10号)の定めるところによる。

(事務)

第8条 統合認証サービスに関する事務は、情報メディア基盤センター及び学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、統合認証サービスの管理及び運用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成23年3月14日から施行する。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則

平成16年4月1日
規則第76号

(目的)

第1条 この規則は、長崎大学における教育、研究及び事務に関する情報処理の円滑化を図るために構

成された長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム(以下「NUNET」という。)の全学的な管理体制を明確にすることにより、その適正かつ円滑な管理を行うことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 部局 事務局、各学部(工学部を除く。), 工学研究科、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科、熱帯医学研究所、病院、附属図書館、保健・医療推進センター及び各学内共同教育研究施設をいう。
 - (2) 部局 LAN 管理者 前号に規定する部局の長をいう。
 - (3) ネットワークコンピュータ 端末装置等の機器を相互に接続するための通信ケーブル及び接続用機器をいう。
 - (4) 部局 LAN 部局のネットワークのうち、基幹 LAN と接続している当該部局のネットワークから構成するものをいう。
 - (5) 基幹 LAN すべての部局 LAN を接続するための中継機器及び通信ケーブル並びに情報メディア基盤センターに設置された学外ネットワークに接続するための中継機器、サーバ機器、監視装置等の機器及びこれらの機器を接続する通信ケーブルから構成するものをいう。
 - (6) NUNET 各部局 LAN 及び基幹 LAN で構成される総体をいう。

(NUNET の管理)

第3条 基幹 LAN は、情報メディア基盤センター長(以下「センター長」という。)が管理し、各部局 LAN は、部局 LAN 管理者が管理する。ただし、複数部局で一体として運用するネットワークで基幹 LAN と接続しているネットワークの管理については、関係部局の部局 LAN 管理者の協議によるものとする。

2 基幹 LAN と部局 LAN の接続その他の NUNET に係る事項の総括は、部局 LAN 管理者の協力を得て、センター長が行う。

(NUNET の運営に関する審議等)

第4条 NUNET の運営に関する次に掲げる事項については、長崎大学情報メディア基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)において審議する。

- (1) NUNET の整備運用に関する事項
- (2) 基幹 LAN と部局 LAN その他機器等の接続に関する事項
- (3) NUNET と学外のネットワークとの接続に関する事項
- (4) NUNET によるネットワークサービスに関する事項
- (5) 基幹 LAN の運用、保守等の経費に関する事項
- (6) その他 NUNET の運営に関する事項

2 運営委員会に、NUNET の運用等に関する専門的事項を検討させるため、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

3 専門委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(基幹 LAN の構成の変更)

第5条 センター長は、基幹 LAN に機器又は通信ケーブルを接続しようとするとき、基幹 LAN を構成する機器又は通信ケーブルを更新しようとするとき等基幹 LAN の構成を変更しようとするときは、運営委員会の議を経て行うものとする。

(部局ネットワーク又は部局管理の機器の接続等)

第 6 条 部局 LAN 管理者は、基幹 LAN に部局のネットワークを接続しようとするとき、部局 LAN の接続を取り止めようとするとき又は部局 LAN の接続を変更しようとするときは、センター長の承認を受けなければならない。

2 部局 LAN 管理者は、部局の管理する機器を基幹 LAN に接続しようとするとき若しくは接続を取り止めようとするとき又は当該機器の機種等を変更しようとするときは、センター長の承認を受けなければならない。

3 センター長は、前 2 項に規定する接続又は変更の内容が NUNET の管理運用上支障がないと認めたときは、運営委員会の議を経て承認するものとする。

(管理運用担当者)

第 7 条 部局に、当該部局における部局 LAN の管理に関して部局 LAN 管理者を補佐し、その運用を行わせるため、管理運用担当者を置く。

2 前項の管理運用担当者は、当該部局の職員のうちから、部局 LAN 管理者が指名する者をもって充てる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、部局 LAN の管理及び運用上の必要がある場合には、関係部局の部局 LAN 管理者の協議により、共通の管理運用担当者を置くことができる。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、NUNET の運用、利用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 1 日規則第 90 号)抄

1 この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 25 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 33 号)抄

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 11 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日規則第 11 号)抄

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程

平成 16 年 4 月 1 日

規程第 118 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則(平成 16 年規則第 76 号。以下「規則」という。)第 8 条の規定に基づき、NUNET の運用、利用等に関し必要な事項を定めるもの

とする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、規則において使用する用語の例による。

(運用)

第3条 基幹 LAN の運用は、センター長が行う。

2 部局 LAN の運用は、センター長の総括のもとに部局 LAN 管理者が行う。

(ネットワーク層プロトコルの指定)

第4条 基幹 LAN を利用して通信する場合のネットワーク層プロトコルは、IP とする。ただし、センター長が認めた場合は、この限りでない。

(IP アドレスの管理及び割当)

第5条 NUNET の IP アドレスは、センター長が管理し、部局 LAN 管理者に割り当てる。

2 前項の規定により IP アドレスの割当てを受けた部局 LAN 管理者は、部局 LAN に接続するコンピュータ、端末装置等の機器(以下「コンピュータ等」という。)に IP アドレスを割り当てる。

3 前2項の規定にかかわらず、基幹 LAN に直接接続する機器については、センター長が IP アドレスを割り当てる。

(コンピュータ等の接続資格)

第6条 NUNET にコンピュータ等を接続することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 長崎大学(以下「本学」という。)の職員

(2) その他部局 LAN 管理者が適当と認めた者

(コンピュータ等の接続手続)

第7条 部局 LAN にコンピュータ等を接続しようとする者は、接続しようとする部局 LAN の部局 LAN 管理者にコンピュータ等接続申請書を提出し、許可を受けなければならない。

2 部局 LAN 管理者は、部局 LAN の運用等に支障がないと認めたときは、前項の申請を行った者にコンピュータ等接続許可書を交付する。

3 コンピュータ等の接続を許可された者(以下「端末設置責任者」という。)は、コンピュータ等の接続を取り止めるときは、部局 LAN 管理者に届け出なければならない。

(NUNET の利用資格)

第8条 前条第2項の規定により接続を許可されたコンピュータ等を利用できる者は、次の各号の一に該当する者で、端末設置責任者の許可を受けたものでなければならない。

(1) 本学の職員

(2) 本学の学生

(3) その他部局 LAN 管理者が適当と認めた者

(端末設置責任者及び利用者の遵守事項)

第9条 端末設置責任者及び NUNET を利用する者(以下「利用者」という。)は、規則及びこの規程を遵守するとともに、通信の妨害、傍受等 NUNET の円滑な運用を阻害する行為をしてはならない。

2 端末設置責任者又は利用者は、NUNET の接続又は利用に関し、部局 LAN 管理者又は管理運用担当者の指示に従わなければならない。

(接続又は利用の制限)

第 10 条 部局 LAN 管理者は、端末設置責任者又は利用者が前条に規定する遵守事項に明らかに違反したと判断したときは、コンピュータ等の接続の許可を取り消し、又は NUNET の利用を制限することができる。

(経費の負担)

第 11 条 基幹 LAN の運用、保守等に要する経費の負担は、運営委員会の議により定めるものとする。

2 部局 LAN の運用、保守等に要する経費は、当該部局が負担するものとする。

3 NUNET に接続するコンピュータ等の接続等に要する経費は、端末設置責任者が負担するものとする。

(事務)

第 12 条 基幹 LAN に係る事務は情報メディア基盤センターにおいて、部局 LAN に係る事務は当該部局において処理する。

3 NUNET の事務の総括は、部局の協力を得て、情報メディア基盤センターが行う。

(補則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、NUNET の運用、利用等の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 1 日規程第 145 号抄)

1 この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

＜参考様式＞

コンピュータ等接続申請書	
(部局 LAN 管理者) 殿	
<p>長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、 下記のとおりコンピュータ等の接続を申請します。</p> <p>なお、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステムの利用に当たっては、本規程を 遵守します。</p>	
申請年月日	平成 年 月 日
申請者の所属・職名、 氏名及び連絡先電話	印 (内線)
接続するコンピュータ 等の種別、製品名等	
接続場所	

希望事項	
コンピュータ等接続許可書 平成 年 月 日 (接続申請者) 殿	
(部局 LAN 管理者) 印 上記コンピュータ等の接続を許可します。 なお、IP アドレス等及び希望事項については、次のとおりです。	
IP アドレス等	
希望事項の許可	<ul style="list-style-type: none">・ 許可する。・ 一部許可する。 ()・ 許可しない。

(注 1) 太線で囲んだ枠内にご記入ください。

(注 2) 所属する部局以外の部局 LAN に申請する場合は、所属長の承諾書を添付してください。

長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日

規程第 119 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム管理規則(平成 16 年規則第 76 号。以下「規則」という。)第 4 条第 3 項の規定に基づき、長崎大学キャンパス情報ネットワークシステム運用専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報メディア基盤センター長
- (2) 規則第 7 条に規定する管理運用担当者
- (3) 情報メディア基盤センターの職員
- (4) その他情報メディア基盤センター長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(委員長)

第3条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(定足数)

第4条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

(報告)

第6条 委員長は、検討の結果を情報メディア基盤センター運営委員会に報告するものとする。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関する必要な事項は、専門委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)抄

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日規程第44号)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会規程

平成16年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学教授会規則(平成16年規則第8号)第10条第3項の規定に基づき、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設(以下「センター」という。)の教授会として設置する長崎大学学内共同教育研究施設等計画委員会(以下「学共施設等計画委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画委員会)

第2条 学共施設等計画委員会は、次のセンターごとに当該計画委員会を設置する。

(1) 保健・医療推進センター 保健・医療推進センター計画委員会

(2) 先導生命科学研究支援センター 先導生命科学研究支援センター計画委員会

(3) 情報メディア基盤センター 情報メディア基盤センター計画委員会

(4) 留学生センター 留学生センター計画委員会

(5) 大学教育機能開発センター 大学教育機能開発センター計画委員会

(6) アドミッションセンター アドミッションセンター計画委員会

(7) 先端計算研究センター 先端計算研究センター計画委員会

2 センターに共通する教育研究、管理運営等に関する事項を取り扱う場合は、学長の定めるところにより、合同の計画委員会を設置する。

(審議事項)

第3条 計画委員会は、当該センターの次に掲げる事項について審議する。

(1) 将来構想に関する事項

(2) 教員の採用及び昇任に係る選考に関する事項

(3) その他教育又は研究に関する重要事項

(組織)

第4条 計画委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事又は副学長

(2) 当該センターの長

(3) 当該センターの教授、准教授、専任の講師及び助教

(4) その他当該センターの教育研究に関する長崎大学(以下「本学」という。)の教授、准教授、専任の講師及び助教のうちから学長が必要と認めた者

2 前項第4号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 計画委員会には、事務局長を出席させるものとする。

(委員長)

第5条 計画委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 計画委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 計画委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、計画委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、計画委員会に関係職員を出席させることができる。

(教員人事に係る計画委員会の構成等)

第9条 計画委員会において、教員の採用及び昇任のための選考に関する審議を行う場合は、教授の人事にあっては准教授、専任の講師及び助教、准教授の人事にあっては専任の講師及び助教は加わらないものとする。

2 前項の審議を行う場合において、学長は、本学における教員人事の方針を踏まえ、教員の採用及び昇任のための選考に関し、計画委員会に対して意見を述べることができる。

(事務)

第 10 条 計画委員会の事務は、当該センターの事務を主として担当する事務局の課又は当該センターの事務を担当する部局の事務部(以下これらを「担当課等」という。)において処理する。

2 第 2 条第 2 項に規定する合同の計画委員会の事務は、担当課等の協力を得て、総務部総務企画課において処理する。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、計画委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 1 日規程第 145 号抄)

1 この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規程第 15 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 28 日規程第 33 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日規程第 55 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 26 日規程第 5 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規程第 30 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 11 日規程第 58 号)

この規程は、平成 20 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規程第 19 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規程第 27 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日規程第 12 号抄)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 1 日規程第 30 号抄)

1 この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

長崎大学情報政策委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日

規則第 28 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第29条第2項の規定に基づき、長崎大学(以下「本学」という。)における情報化の推進に関する政策を審議するため、本学に設置する長崎大学情報政策委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 情報政策の策定に関する事項
- (2) 情報教育及び情報倫理の基本方針に関する事項
- (3) 情報セキュリティに関する事項
- (4) 情報基盤の整備に関する事項
- (5) 教育、研究等の情報化に関する事項
- (6) 事務の情報化に関する事項
- (7) その他情報政策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する副学長(前号の副学長を除く。)
- (3) 情報政策に関する専門家 若干人
- (4) 情報メディア基盤センターから選出された教員 若干人
- (5) 学生支援部長及び学術情報部長
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第3号、第4号及び第6号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第 8 条 委員長は、必要に応じ、委員会に関係職員を出席させることができる。

(専門部会)

第 9 条 委員会に、必要に応じ、特定の事項について専門的に調査・整理させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 10 条 委員会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 1 日規則第 90 号)

1 この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

2 改正後の長崎大学情報政策委員会規則第 3 条第 1 項第 4 号の規定により情報メディア基盤センターから最初に選出される委員の任期は、同規則第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 27 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

長崎大学情報政策委員会専門部会規程

平成 16 年 4 月 1 日

規程第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎大学情報政策委員会規則(平成 16 年規則第 28 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、長崎大学情報政策委員会(以下「情報政策委員会」という。)に置く専門部会の任務、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 情報政策委員会に、情報企画専門部会、情報セキュリティ専門部会及び情報基盤専門部会を置く。

(任務)

第 3 条 専門部会の任務は、次の表の左欄に掲げる専門部会の種類に応じ、同表の右欄に掲げる事項について専門的に調査・整理する。

情報企画専門部会	(1) 情報政策の企画・立案に関する事項
----------	----------------------

	(2) 情報政策の実施計画等に関する事項 (3) 情報政策の推進に関する事項 (4) その他情報政策に関し必要な事項
情報セキュリティ専門部会	(1) 情報教育及び情報倫理の基本方針に関する事項 (2) 情報セキュリティポリシーの策定作業に関する事項 (3) 情報セキュリティポリシーの評価・分析及び見直しに関する事項 (4) 情報セキュリティ対策の推進に関する事項 (5) その他情報セキュリティに関し必要な事項
情報基盤専門部会	(1) 情報基盤の整備に関する事項 (2) 情報基盤の更新に関する事項 (3) 業務用データベース等の設計等に関する事項 (4) その他情報基盤に関し必要な事項

(組織)

第4条 情報企画専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

2 情報セキュリティ専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

3 情報基盤専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報政策委員会委員のうちから選出された者 若干人
- (2) 情報政策委員会から推薦された者 若干人
- (3) 学術情報部情報企画課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

4 委員は、学長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号及び第4号、同条第2項第2号及び第4号並びに同条第3項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第2号及び第4号、同条第2項第2号及び第4号並びに同条第3項第2号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、それぞれ第4条第1項第1号、同条第2項第1号又は同条第3項第

1号の委員のうちから情報政策委員会において選出された者をもって充てる。

2 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

3 専門部会に副部会長を置き、部会長の指名する委員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるときは、この職務を代行する。

(会議)

第7条 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 部会長が必要と認めたときは、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第9条 部会長は、必要に応じ、専門部会に関係職員を出席させることができる。

(情報政策委員会への報告)

第10条 部会長は、専門部会における調査・整理の状況及びその結果について、情報政策委員会に報告するものとする。

(事務)

第11条 専門部会の事務は、学術情報部情報企画課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月1日規程第145号)

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

2 改正後の長崎大学放射性同位元素等安全管理委員会規程第3条第1項第2号の規定により共同研究交流センターから最初に選出される委員の任期は、同規程第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成18年3月31日規程第24号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

長崎大学学内共同教育研究施設長等選考規則

平成20年2月26日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則(平成16年規則第1号)第44条第3項の規定に基づき、保健・医療推進センター長及び学内共同教育研究施設の長の選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「センター」とは、保健・医療推進センター及び学内共同教育研究施設をいう。

2 この規則において「センター長」とは、前項に規定するセンターの長をいう。

(選考の事由及び任命)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、センター長を選考し、任命する。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。

(選考の時期)

第4条 センター長の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了の1月以前に、同条第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行う。

(センター長の資格)

第5条 センター長となることのできる者は、本学の理事又は職員とする。

(候補者の推薦)

第6条 学長は、センター長の選考に当たり、理事並びに学部長(工学部長を除く。), 工学研究科長、水産・環境科学総合研究科長、医歯薬学総合研究科長、熱帯医学研究所長及び附属図書館長並びに当該選考の対象となるセンターの長に候補者の推薦を求めることができる。

(任期)

第7条 センター長の任期は、2年とする。ただし、任命の日が年度の途中である場合のセンター長の任期は、任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事又は副学長をセンター長に任命する場合の任期は、当該理事又は副学長の任期の末日までとする。

3 センター長は、再任されることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター長の選考等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にセンター長(国立大学法人長崎大学基本規則の一部を改正する基本規則(平成20年基本規則第3号)附則第2項の規定により保健・医療推進センター長となる保健管理センター所長を含む。)である者は、この規則に基づき選考されたものとみなし、その任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則(平成20年3月31日規則第34号)

この規則は、平成20年3月31日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月26日規則第5号)

この規則は、平成22年2月26日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。